

[岡山会]

一般社団法人岡山県損害保険代理業協会と覚書を締結

岡山会では、令和4年1月26日、一般社団法人岡山県損害保険代理業協会と相互に連携して、県内損害保険代理店及びその法人顧客に対して、適正な労務管理の推進を図ること等を目的とし、その旨の覚書を締結しました。

これは、一般社団法人日本損害保険代理業協会と連合会が令和3年5月11日に連携に関する覚書を締結したことを受け、岡山県において具体的に連携事業を進めるにあたり行ったものです。

具体的な協定内容は、以下のとおりです。

- ①損害保険代理店及びその法人顧客への「社労士診断認証制度」の普及・周知を進めること。
- ②損害保険代理店及びその法人顧客への労務管理に関する総合的な支援・アドバイスを共に行っていくこと。ただし、社労士法第23条の2に抵触する場合を除く。
- ③青少年の健全育成並びに社会貢献に関すること。
- ④両会会員の資質向上に関すること。

この協力を行っていくうえでは、社労士の名義貸しや、1・2号業務について営業代行のような動きにつながらないように特に注意を払うことを相互に申し合わせ、覚書の内容にも反映させています。

締結式の後には、具体的な協力事業の第一弾として両会会員を対象とした研修会を、会場およびオンラ



岡山県代協 歳森会長(左)、岡山会 双田会長(右)

インで開催しました。この研修会では、社労士診断認証制度のうち、「職場環境改善宣言企業」の宣言のポイントをわかりやすく解説し、代理店が自ら宣言できるようになることと、代理店が自らの法人顧客にPRできるようになることを、また、会員社労士においては、代理店へのアドバイスのポイントを習得することを目指しました。

昨年10月には金融庁が「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正し、保険会社や保険募集人が保険募集を行う際に公的保険の情報提供が必須となりました。このことにより、保険業界から社労士への支援ニーズも高まると予想されるため、引き続き共同で事業実施を行うこととしています。

